

6 添付書類

(1) 原則として添付する書類

- | | |
|------------|---|
| ア 登記事項証明書 | ・申請地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。原本）
※ 申請書提出日の日付の3か月前の同日以後発行のもの
※ 分合筆が行われている場合は、譲渡人、貸人の取得日
が分かる分合筆前の登記事項証明書、閉鎖登記簿等（申請書提出日から3年以上前に取得していることが確認できるもの） |
| イ 現況写真 | ・申請地の現況写真（写真内に申請地を明示したもの） |
| ウ 事業計画書 | ・申請者の転用計画に係る事業計画書（様式第21号）
(過去5年間に受けた転用許可の状況を記入すること。)
※ 転用目的が資材置場の場合は様式第21号の2
現在利用地の現況写真（新規に事業を行う場合は不要。
代わりに事業に必要な許可、登録、事業を行うに至る経緯等を記載した書面等） |
| エ 土地利用計画図 | ・平面図（縮尺区分適宜）に建物、工作物、その他の施設の配置、種類、規模等を表示する。 |
| オ 取水・排水計画書 | ・取水元、排水先を明記する。 |
| カ 資金証明書 | ・所要資金計画が自己資金の場合は、預金の現在高証明書
(地方公共団体にあっては議決証明書)
・借入資金の場合は、金融機関が発行する融資証明書等（借入金が金融機関以外の場合は、貸付者の預金残高証明書等と貸付に関する承諾書）
※ 申請書提出日の日付の3か月前の同日以後発行のもの
・融資証明書等を発行していない金融機関等から融資を受ける場合は、転用者本人が融資金融機関等、融資額、融資予定期限を記載した申出書と融資金融機関等との契約書等
・用地買収の補償金を充てる場合は、買収の見込みがあること及び補償金の額を証する書面（買収証明書又は補償金の額が表示されている買収予定証明書）
・転用計画地及び隣接地を表示した公図等の写しに地番、地目、所有者名及び転用計画地に隣接する道路、水路の幅員等を記載する。（道路は赤色、水路は水色で色分けする。）
・転用計画地の位置及び付近の状況を表す図面（住宅地図の写し等） |
| キ 公図等写し | |
| ク 案内図 | |

(2) 該当する場合に添付する書類

- | | |
|---------------------|--|
| ア 併せて利用する土地の登記事項証明書 | ・転用計画地が申請地以外の土地を含む場合は、その土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
※ 申請書提出日の日付の3か月前の同日以後発行のもの
※ 当該土地が転用者の所有地でない場合は、土地の権利移動又は設定の契約書の写し又は承諾書を添付 |
| イ 土地造成計画図 | ・造成を伴う転用計画である場合 |
| ウ 建物平面図 | ・転用計画地に建築する建物平面図 |
| エ 被害防除計画書 | ・転用によって影響が生じると思われる隣接農地等に対する |

- オ 取水・排水同意書
- ・取水又は排水について水利権者、水路管理者、漁業権者等の同意を要する場合はその同意書
- カ 用途廃止、使用占有等許可申請書写
- ・転用計画地内に国有里道、国有水路等がある場合は、転用計画に応じた許可申請書の写し又は許可等を証する書面
- キ 土地改良区意見書
- ・申請地が土地改良区の地区内にある場合は、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日経過しても同意が得られない場合は、その理由を記載した書面）
- ク 耕作者関係
- ・耕作者のいる土地を所有者が転用する場合で、
 - a)賃貸借に基づく耕作者がいる場合は、法第18条に基づき解約がなされたことを証する書面（一時転用の場合は耕作者の同意書でも可）
 - b)地上権、永小作権、又は質権等に基づく耕作者がいる場合はその同意があつたことを証する書面
 - ・小作人が小作地を転用する場合は、所有者の同意書
- ケ 法人関係書類
- ・転用者が法人の場合は、その法人の定款又は寄付行為及び法人登記事項証明書（定款と法人登記事項証明書の内容に異なる部分がある場合は、内容変更が生じた時の議事録の写し）
 - ※ 申請書提出日の日付の3か月前の同日以後発行のもの
 - ※ 定款、寄付行為、議事録は転用者本人が原本証明
- コ 住民票抄本（謄本）
は又は戸籍の附票の
抄本（謄本）の写し
- ・申請者（譲渡人）の住所が移転等により登記簿の表示と異なる場合
 - ※ 申請書提出日の日付の3か月前の同日以後発行のもの
 - ※ 住民票等により同一人と確認できない場合は、住所訂正後の登記事項証明書（全部事項証明に限る。）又は誤った住所に申請人がいないという不在住証明書等と住民票（写し）
- サ 土地測量図
- ・転用計画地が一筆の土地の一部分（部分転用）であり所有権移転を伴わない場合は、申請地の位置を特定した測量図面
- シ 免許証の写し
- ・転用に係る事業実施にあたり免許、資格等が必要である場合はその免許証等の写し
 - <例> 分譲住宅の場合…宅地建物取引業者免許証
- ス 賃貸借契約書等の
写し
- ・転用者が転用後一括して第三者に賃貸する場合は、その契約書の写し（貸住宅等建物の建築に係るものは除く。）
 - <例> 貸資材置場
 - ・転用者が転用後個々に第三者に賃貸する場合は、その個数の過半の契約書の写し又は借受承諾書
 - <例> 月極駐車場
 - ・転用に係る事業が一時的な利用権の設定（一時転用）であるときは、その契約書の写し（原状回復の時期、方法、施行者、費用の負担等を明確にしたもの）
 - <例> 砂利採取
- ※ 第三者が法人の場合は、ケと同様の書類を添付。なお、ケにおいて転用者本人とあるものは第三者の法人と読みかえる。

- セ 許認可書又は申請書の写し
- ・転用に係る事業が他法令の定めるところにより許可、認可、届出、確認等を要する場合は、関係機関へ提出した申請書の写し又は許認可等を証する書面（申請者が同一であることを確認できるもの）
- ソ 市町村長の意見書
- ・農用地区域内の農地を除外なしに転用することが認められる場合
　　＜例＞ 農用地区域内における一時転用
- タ 耕作証明書
- ・市街化調整区域内において農家住宅、農業用倉庫等を建築する場合は、申請者に係る耕作証明書（様式第10号）
- チ 原状回復計画書
- ・一時転用許可申請については、農地への原状回復計画書（様式第21号の3）
- ツ その他参考となる資料
- ・地上権、地役権が設定されている場合は、転用計画について設定権者の同意書
　　※ 設定権者が同意書を発行しない場合は、設定権者に同意することを確認することで代える。
 - ・所有権移転仮登記が設定されている場合は、仮登記設定権者が仮登記を抹消する旨を記載した書面又は転用行為に対する仮登記設定権者の同意書（いずれも印鑑証明書添付）
 - ・筆界未定地となっている場合は、筆界未定地所有者の同意書
 - ・相続登記が未了で相続人の代表者が申請する場合は、他の相続人全員の転用行為に係る同意書（相続人全員の連名での申請も可）
 - ・不在者（破産者）財産管理人が申請する場合は、管理人選任審判謄本（写し）及び権限外行為許可申立に対する審判謄本（写し）
 - ・太陽光発電設備等を設置する場合は次の書面
 - ①電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項に基づく設備認定通知書
 - ②電力会社と受給契約することを証する書面（契約（連系）申込み受領書でも可）
 - ・営農型太陽光発電設備等を設置する場合は太陽光発電設備等を設置する場合の書面に加えて次の書面
 - ①営農型発電設備の設計図（下部の農地全体を記載した平面図及び立面図を備え、機器の高さ（機器の最高高、農地の上部空間に配置する機器の下面から農地までの高さ）、支柱等の間隔、面積、位置を記入しているものであること。空中又は地下に配線等を行う場合は、その位置及び高さ又は深さを示すものであること。上部空間にパネルを設置する農地の位置、面積が確認できるとともに、転用申請部分が特定できるものであること）
 - ②下部の農地における営農計画書（計画の内容は営農者及び設備設置者の両者合意の上で作成すること。）
 - ③営農への影響の見込みとその根拠となる資料
 - (ア) 営農型発電設備の設置による下部の農地における

営農への影響の見込み

(イ) その根拠となる関連データ（例えば、遮光率等と作物の生育、収量、品質に関する専門書、論文、研究報告等の写し）

(ウ) 必要な知見を有する者（例えば、普及指導員、試験研究機関等）の意見書又は先行して営農型発電設備の設置に取り組んでいる者の事例

④営農型発電設備を設置する者と下部の農地において営農する者が異なる場合には、支柱を含む営農型発電設備の撤去について、設置者、農地所有者、営農者が、資金の負担方法や撤去の期限・方法など撤去に係る取り決めについて合意していることを証する書面

・代理申請の場合は次の書面

①任意代理 申請者の委任状及び転用事業者が申請書の内容を了承した上でその内容に従って申請に係る事業を行う旨の確約書

②法定代理 代理申請者が申請者の法定代理人であることを証する書面